

浜田 会議所だより



HAMADA CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY



日本遺産
JAPAN HERITAGE

北前船寄港地
外ノ浦
伝統芸能
石見神楽



コロナ等課題の克服に会員の結束を喚起

令和3年新春互例会を規模縮小で開催



令和3年1月15日(金)、浜田ニューキャッスルホテルにおいて新春互例会を開催し、49名の役員・議員の皆様にご出席いただきました。

冒頭、榎山会頭は、「コロナ禍による厳しい経済環境の中、多くの課題を抱えているが、会議所が一丸となって乗り越えていくことに注力する」と力強く決意を述べられました。

なお、当日は新型コロナウイルスへの感染症予防対策を講じた設営とし、来賓者への案内及び懇親会は見送りとさせていただきました。

本年も役員・議員の皆様をはじめ、会員の皆様には昨年と変わらぬご理解ご協力を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

く も く じ >

- 1 P 新春互例会
- 2 P 要望事項の回答①
- 3 P 要望事項の回答②
- 4 P 要望事項の回答③

- 5 P 要望事項の回答④
- 6 P 税務署からのお知らせ
- 7 P 青年部だより
- 8 P 事業承継セミナー、振興委員連絡会議

令和2年11月2日(月)、浜田商工会議所は、石中央商工会と合同で、当地域の産業振興及び経済発展で抱える懸案事項を各部会を中心に7項目29分野の内容を取りまとめ、浜田市へ要望をおこないました。

これに対し、令和2年12月16日(水)付けで回答がありました。回答の内容は次のとおりです。

※要望内容については、会報11月号に詳細を掲載しています。

I. 新型コロナウイルス感染症に伴う事業者への支援について

1. 新型コロナウイルス感染症の収束後支援について

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける地元事業者に対し、国・県の支援策を補完する様々な独自支援策に取り組み、少なからず事業や雇用の継続に繋がったものと考えています。

新型コロナウイルス感染症の影響については、まだまだ先行きが不透明ですが、引き続き、ウイズコロナ・アフターコロナも見据え、商工団体の皆さまと連携し、地元事業者に寄り添った支援に努めます。

2. 生活支援！プレミアム付き商品券の発行について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、特に影響が大きかった、飲食・宿泊事業者を応援できないかを検討し、ウイズコロナ・アフターコロナを見据え、いち早く「プレミアム付きはまだ飲食・宿泊応援チケット」の発行を決定しました。また、過去において、国における景気回復策として、「プレミアム付き商品券」の発行があったことを踏まえ、まずは「プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット」を発行することとしました。結果的に国においては、「プレミアム付き商品券」ではなく10万円の定額給付金事業に取り組みられたと考えており、市としては、速やかに市民の皆さまに給付できるような体制を整え対応したところです。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、多業種に渡っていると認識しており、市としては、国・県の支援策を補完するため、大変好評をいただき、小売業も対象となる「商業・サービス業感染症対応支援事業」や、業種を問わない「家賃補助金」や「中小企業者等応援給付金」など

の事業者支援策にも取り組んだところです。現在、浜田旅トクキャンペーンとしてWelcome商品券を発行し、市内の小売店を含めた多くの事業者でご利用いただいています。まずはこの商品券発行事業で支援してまいります。

こういった状況を踏まえ、現状においては、市において「プレミアム付き商品券」を発行することは考えていません。

3. コロナ禍でもイベント等開催基準の明確化について

新型コロナウイルスについては、感染拡大から半年以上経過しても終息が見えないため、生命や健康の不安の他、経済活動にも多大な影響を被っており、大変脅威と感じております。

この感染拡大防止については、いわゆる「密を避ける」ことが有効とされているため、国において一時期は緊急事態宣言により、移動やイベント等を制限するなど、非常に厳しい措置を行ってまいりました。浜田市においても、独自の対応として2月末から10月11日までイベント自粛期間を設けてまいりました。

規制の解除以降は、浜田市としては国、県の指針に準じて感染症対策に取り組んでおり、イベント等の規制についても同様であります。今のところ、国や県の基準以上に制限を行う考えはないため、具体的な数値等についても国、県の基準に従っており、その旨をご理解願います。

4. 新型コロナウイルス感染者への対応について

浜田市においては9月の感染者発生において感染の広がりも生じず、以降の発症者もない状況にあります。11月から、新型コロナウイルス感染症を含めた相談・診療・検査が地域で適切に提供できるよう、発熱患者が保健所に相談することなく、かかりつけ医などの地域の身近な医療機関に直接電話をして受診できる体制となりました。

受診された医療機関において、新型コロナウイルス感染症の検体採取や検査を実施しない発熱患者に対し、当該医療機関に代わり新型コロナウイルス感染症の検体採取を行う「地域外来・検査センター」を島根県の委託を受け開設準備を進めています。多数の発熱患者が地域内の医療機関において適切に診療・検査を受けられる体制が確保できるものと考えます。

入院医療体制での病床確保としては、県内の感染症指定医療機関8病院の感染症病床30床、県内の感染症指定医療機関

(一般病床)及び入院協力病院(一般病床)に約220床で合計約250床が確保されています。

軽症者等の宿泊療養施設については、県が新型コロナウイルス感染症患者の増加に備え、病床確保と合わせ軽症者の方が療養できるよう、玉造国際ホテル(松江市玉湯町)45室、県立青少年の家(出雲市小境町)33室、県立少年自然の家(江津市松川町)20室を確保されています。

新型コロナウイルス感染症患者の入院医療体制や、入院可能な空き病床を把握し全県の視点で入院調整を行う、島根県広域入院調整本部が設置され、患者情報をはじめ、病床把握、搬送手段、入院判断基準、退院基準などの入院医療を全県単位で一元的に調整することで医療提供体制の強化に努められています。市としても、県等の関係機関と協力し、迅速に適切な対応を進めます。

PCR検査をはじめとした検体検査については、今後は多数発生が見込まれる発熱者への検体検査を優先して対応することが必要と考えます。限られた医療機関や医療従事者等を守り、医療機能を維持するためにもご理解ください。

5. 水道料金の減免について

水道は多くの事業所でご利用いただいております。特に水産関係の事業所においては大量の水が必要となるため、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動縮小により水道料金が大きな負担となっている状況は認識しております。しかし、水道事業は水道料金収入による独立採算制で運営しており、近年の水道使用量の減少や老朽化した配水管の更新に対応するためには、水道事業会計での減免は困難ですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

なお、市といたしましては、水産加工事業者等応援給付金として最大100万円の経営支援をしております。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により支払いが困難となった水道使用者に対しては、最長1年の支払い猶予を実施しております。個別の状況に応じて対応しておりますので、支払いが困難な場合は上下水道部窓口にご相談ください。

6. スポーツイベントによる集客強化について

(1)スポーツ施設の市街地周辺の集約及び改修整備

令和2年3月に策定しました「浜田市スポーツ施設再配置・整備計画」においては、市街地に位置する東公園運動施設の陸上競技場、野球場、室内プールを「拠点施設」と位置付け、

当該スポーツの主要施設として、今後は優先的に改修を行う必要があると考えています。

なお、令和2年度から3年度にかけて、「社会教育施設の長寿命化計画」を策定する予定であり、計画策定後は本計画に基づき、改修整備を行っていく予定です。

(2) スポーツイベントの集客と合宿誘致事業の積極的PR

浜田市では、スポーツ・文化合宿等をされる団体に対して、必要経費の一部を補助する浜田市合宿等誘致事業補助金を実施しております。

平成23年度に始まった本補助金は、令和2年11月30日現在、877件30,395泊の利用があり、うちスポーツ活動による合宿は69.4%となっております。

現状プロチームによる利用実績はありませんが、島根県立体育館やふれあいジム・かなぎなど施設では、プロバスケットボールチームや市内フットサルチームなどが大会や試合に利用されている例もございます。

これまでは学生やリピーターを中心に、本補助金の周知を実施してまいりましたが、今後は各スポーツ団体を統括する競技連盟などへの周知も検討してまいります。

また、スポーツイベントの誘致については、まずは受け入れが可能な施設が必要となります。スポーツ関連の公共施設担当課とも協議の上、誘致の可能性について研究してまいります。

(3) 市内進出企業に市内宿泊施設・スポーツ施設を積極的に活用するよう働きかける関係部署と連携して情報提供を行うとともに、利用促進に努めます。

7. 日本遺産認定の神楽産業全体の支援について

石見神楽面や神楽衣装などの神楽産業への支援につきましては、国の持続化給付金、雇用調整助成金、浜田市独自支援として、国の支援を補充する「中小企業者等応援給付金」、「家賃補助金」、さらに、島根県と連携し「商業・サービス業感染症対応支援事業」を実施しています。神楽産業に特化した支援ではありませんが、こういった支援について改めて事業者に周知します。

また、文化庁の補助事業を活用し、石見神楽団体が実施する衣装修繕等の用具整備を助成する「地域文化財総合活用推進事業」、石見神楽団体が石見神楽衣装、小道具等の新調に活用できる「浜田市日本遺産石見神楽保存・継承支援事業」を通じて間接的に支援をしています。

今後、神楽公演が少しずつ増えることで、神楽産業の需要も回復すると思われています。三宮神社では感染防止対策を講じ、定期公演を実施していますので、各地の神楽公演の指標となり、機運が高まることを期待しております。

引き続き、神楽産業の皆さまのご意見を踏まえ、必要な対策等を検討してまいりますので、貴会議所におかれましても、経営継続に必要な支援等について、ご検討いただきますようお願いいたします。

8. 観光関連事業者応援給付金の追加支援について

観光事業者等応援給付金は、7月浜田市議会臨時会議において予算可決後、8月3日から申請受付を開始し、10月末日までを申請の期限としておりました。

申請結果につきましては、宿泊事業者26件、貸切りバス事業者4件、旅行業・イベント事業者4件で、概ね想定された事業者の皆さまに応援給付金を給付することができ、事業の初期の目的を達成することができたと考えております。

現在は、浜田旅トクキャンペーン(Welcome商品券配布)及びプレミアム付きはまだ飲食・宿泊応援チケットによる間接支援に取り組んでいるところです。

給付金等による追加支援については、現時点において、検討しておりませんが、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や事業者の意見を伺いながら、必要に応じた対応を行ってまいりたいと思います。

9. まだまだ飲食・宿泊応援チケットの再追加発行について

「プレミアム付きはまだ飲食・宿泊応援チケット」の追加発行につきましては、12月浜田市議会定例会議にて「第4弾新型コロナウイルス感染症関連の浜田市支援策(案)」として1万冊を増刷発行する補正予算を計上しております。

10. ウェルカムチケットのビジネス客対応について

10月16日から開始しました浜田旅トクキャンペーン(Welcome商品券発行事業)は、本市を訪れる旅行者に対し、商品券を配布することで、旅行者による消費喚起を図ることを目的としております。

また、この事業では、消費喚起だけではなく、国のGOTOトラベルキャンペーンで観光需要が伸びている中において、観光客が旅行先を検討する際に本市を選んでいただくことを目的に実施しているところ です。

また、国におきましてもGOTOトラベルキャンペーンについて、ビジネス目的を対象外とする改正をおこなっておられます。こうしたことから、浜田旅トクキャンペーンの対象者につきましては、引き続き、観光客に限定して取り組みますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

II. 産業の振興について

I. 中小・小規模事業者への支援について

新型コロナウイルス感染症の影響については、まだまだ先行きが不透明であります。引き続き、ウイズコロナ・アフターコロナも見据え、商工団体の皆さまと連携し、地元事業者に寄り添った支援に努めます。

2. ICT(情報通信技術)人材の確保・育成及び推進体制づくりについて

(1) 地元企業のICT人材確保に向けての財政支援
新型コロナウイルス感染症の影響により、ICTの利活用が急速的に推進されることと認識しています。しかしながら、ICT人材のみならず様々な業種の市内事業者において、人手不足が続いており、人材確保が難しい状況にあります。

このため、ICT人材確保に特化した財政支援という訳には行きませんが、「働こう@浜田」の活用や、浜田・江津地区雇用推進協議会・誘致ICT企業との連携も含め、出来る支援を検討し、人材確保に努めてまいります。

(2) 市情報化計画のバージョンアップとアクションプランの策定

浜田市情報化計画は平成25年度に策定され、3年間の計画が終了しております。しかしながら、今年度から国の支援をうけ、市全域のケーブルテレビ回線を光回線に改修し、高速情報通信基盤を整備すること及び市内2局のケーブルテレビの統合を検討していることから、令和3年度より、今後の情報化社会を見据えた教育、防災、仕事等の分野を中心に、新たな情報化計画を策定したいと考えております。

(3) 産学官連携による地域情報化推進体制の整備

産学官連携による地域情報化推進体制につきましては、市の新たな情報化計画を策定する中で検討してまいります。

(4) 島根県立大学及び浜田商業高校へのICT人材育成カリキュラムの導入

ご指摘のとおり、ICT(情報通信技術)は急速に高度化・多様化しており、これに対応した専門的な知識及び技能を有する人材の充実が求められています。今後は、設置者であります大学や島根県へ働きかけを行ってまいります。

3. 県外漁船等の入港促進及び経済支援の強化について

浜田市では平成18年度より、専業・加工原魚の安定供給及び更なる漁業基盤の強化を図るため、JFしまねと浜田市議会と一体となって浜田漁港への入港要望活動に取り組んでおります。

令和元年の浜田漁港の水揚げ実績によりますと、水揚量は年間12,563tで、その内、地元外を拠点とするまき網漁業、いか釣漁業は、合わせて4,406tで、全体の約35%を占めています。

浜田漁港の水揚量を底上げし、仲買や加工、流通等の関連事業者の経営を維持するために、外来船の誘致は必要と考えっておりますので、今後も県外の各漁協等への入港要望活動を推進してまいります。

また、外来船の漁業者の皆さんに、浜田漁港で水産物を陸揚げしていただけるよう、いか釣漁業に対し、入港回数に応じて浜田市共通商品券の提供を行っております。滞在期間中の住環境の提供などについては、より魅力的な漁港を目指し、JFしまねや県などの関係機関とともに競争力強化の方法を検討したいと考えます。

4. 浜田道の高速料金見直しについて

高速道路の通行料金は、償還主義と全国料金プール制に基づき、料金徴収期間が終了した時点で、通行料金収入の総額が建設費と維持管理費の総額と等しくなるよう設定されています。

平成17年に道路関係4公団が民営化された時点で、高速道路建設のための債務返済期間は2050年までとされていましたが、老朽化対策等の財源確保のため15年延長され、現時点では2065年までが料金徴収期間とされています。

浜田道に限った高速料金見直しについては、制度上困難ではありますが、料金水準の引き下げや、利便増進事業であるETC割引の拡充などについて要望してまいります。

5. 中心街の活性化について

(1) 用件の緩和

浜田市特定空家等除却促進事業に建替え要件はありません。取壊しのみでも対象です。商業施設も対象です。

市のPR不足によるものと思われまますので、今後も広報誌やホームページ等でPRしていきます。

(2) 複雑な不動産の情報を浜田市が集約し一元管理する

一元管理するためには、空き家情報や所有者・相続者情報などを把握する必要があります。現状では難しいと考えます。(3)令和3年度においても、令和2年度と同額を要望しています。現状の予算では増額は難しいと考えますのでご理解ください。

6. 公共交通機関利用促進に向けた敬老乗車券事業の拡充について

70歳以上の住民の方にご利用いただいております。敬老福祉乗車券は、大変ご好評いただいております。事業開始から今年度で5年目となります。購入上限の引き上げにつきまして、利用者の声や、利用状況を踏まえながら、今後の制度見直しの際に検討してまいります。

7. 萩・石見空港の利用促進について

萩・石見空港の利用促進につきましては、これまでの取り組みが認められ、羽田発着製作コンテストにおいて、令和4年度までの萩・石見空港東京線の2便化継続が決定しました。新型コロナウイルス感染症の影響により減便などもあり、大きく利用者減となっております。

GOTOトラベルキャンペーンなどにより徐々に利用回復の兆しが見られるものの、新型コロナウイルス感染症の第3波の影響により先行きは不透明です。今後の状況を見ながら、県や関係市町と連携し、様々な施策を検討し、利用促進に取り組んでまいります。

なお、ご要望の浜田市独自の浜田市共通商品券の活用による運賃助成につきましては、現状、継続する予定としておりますが、今後は、萩・石見空港利用促進協議会や関係市町の取り組みの動向を踏まえ検討してまいります。

8. 林業従事者に対する労働環境改善支援について

夏場の労働環境の改善については、林業関係団体と市が参画した「浜田市豊かな森づくり推進協議会」などの組織を通じて、経営者と従業員が一体となった働き方の見直しを促すことや、従事者の熱中症対策への補助メニュー拡充を検討いたします。

Ⅲ. 観光振興について

1. 浜田らしいサインの統一について

(1) 案内標識や案内板の統一
案内標識や案内看板の統一感を持たせることは、大変重要な観点だと考えております。

また、ピクトグラムにつきましても、国際的に通用する情報伝達手段であり、特にインバウンド対策として有効なツールのひとつであると考えております。現在設置されている看板につきましては、設置者や設置された時期によって表記が不統一なものが多くあり、一度に更新することは多大な経費を要することになります。

今後、新たな観光案内サインを設置する場合や既存のサインを更新する際には、国土交通省や島根県が定める「道路標識設置基準」や「しまね観光案内サインガイドライン」を踏まえ外国語表記や統一性を考慮しながら実施し、観光案内サインの統一に努めてまいります。

(2) 設置場所の点検を徹底

既設の案内標識や案内板の点検につきましては、国や県市の用地等の財産を占有しているものは、その占有の更新の際に点検を行っております。また、住民の皆さまから案内標識に関する不具合などの通報があった場合は、都度、そのほか案内が見えにくくなっている箇所はないかな等を確認しております。

(3) パンフレットにもピクトグラムを入れる

パンフレットへのピクトグラムの活用、ガンリンスタンドや飲食店の営業時間の記載につきましては、ご意見を参考とさせていただきます。

2. 石見神楽の認知度向上について

石見神楽の拠点施設については、これまで神楽団体からも要望をいただいております。昨年5月の日本遺産認定によって、更に石見神楽を目的とした観光需要が増えるものと思っております。その受け入れ拠点として、上演施設と歴史・文化を紹介する施設は必要であると認識しております。

整備にあたっては、施設の内容、設置場所、整備費、設置後の管理運営、維持管理費など、解決すべき課題が多くあります。また、11月には、民間施設で定期公演が始まるなど、新たな受け入れ施設もできたところです。拠点施設の整備につきましては、こうした課題の整理や民間施設の状態を踏まえ、検討したいと思っております。

3. 山陽方面をターゲットにした広域観光圏設立について

浜田自動車道は、中国5県で最大の都市である広島市と本市を繋ぐ重要な道路であり、物流や観光誘客を活性化するた

め、料金の値下げについて、県を通じて国や西日本高速道路株式会社に対して要望活動を行っております。

広島市及び沿線自治体との広域観光圏の設立は、新たな観光ルートの創出や山陽方面からのインバウンドを含む観光誘客に効果があると思えますが、規模の異なる自治体間の調整負担金の抛出、エリアマネジメントを行う人員の配置や事務局の設置等、様々な課題があります。

こうした中、本年2月に浜田自動車道の沿線自治体である広島市、北広島市、邑南町、本市の4市による「浜田自動車道の更なる利用促進に係る実務者会議」が開催され、今後の連携についての協議が行われました。まずはこうした会議等を通じて沿線自治体間の連携を深め、広域観光圏の設置に向けた機運を醸成していきたいと思えます。

IV. 都市基盤の整備等について

1. 下水道整備計画に係る市内企業への優先発注について
処理場建設にあたっては、発注から現場管理にいたるまで、高度な専門知識が必要となります。現時点では、日本下水道事業団への委託を考えておりますが、他市の事例などを参考に地元業者の受注機会が増えるよう検討してまいります。

(2) 管渠工事の発注
管渠工事については、短期間での工事完成が必要となり、官民連携手法の導入は必要不可欠と考え、設計・施行一括発注方式(D-B方式)の導入を検討しております。設計・施行一括発注方式(D-B方式)の導入にあたっては、次年度より本格的な調査を行い、地元業者の受注機会が増えるよう検討してまいります。

(3) 対象区域内の事業所への説明
対象区域内の事業所へは、工事のご協力や接続にあたっての費用負担など、随時説明会を開催していきたいと考えております。

2. 石央物流団地の新たな進入路確保について

過去にも豪雨による土砂崩れや積雪時の倒木等により通行止めが発生し、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしております。新たな進入路については、財政的に道路の新設改良は困難と考えておりますが、崩土撤去や除雪作業については早急

に対応し、通行止めの早期解消に努めます。また、既存道路の車両通行幅を拡幅することにより、迂回スペースの確保が可能か、用地的なことも含め、既存道路の部分改良も視野に検討したいと考えております。

3. 矢原川ダムの事業推進について

矢原川ダムにつきましては、浜田市と益田市の2市で「矢原川ダム建設促進期成同盟会」を組織し、国及び島根県に対して事業促進の要望を実施しています。昨年3月には、浜田、益田両市の地元対策協議会と損失補償基準協定が締結され、現在用地買収が進められています。今後も早期の完成となるよう、必要な予算の獲得に向け国へ要望してまいります。

4. 重要港湾浜田港の機能充実について

浜田港につきましては、平成30年3月の臨海道路4号開通に続き、昨年1月にはガントリークレーンが完成し、港湾機能の充実が図られています。また、新北防波堤の延伸工事も継続中であり、更に「臨海道路福井長浜線」の測量設計が昨年度から開始されています。平成29年に改訂された「浜田港湾計画」に基づく岸壁の整備等につきましても、国及び県に対して要望してまいります。

5. 浜田漁港の機能充実と水産業の振興について

浜田漁港の高度衛生管理型荷さばき所につきましては、昨年、供用開始したまき網漁業用7号荷さばき所の高度衛生管理の徹底に努めます。本年は、沖合底びき網漁業用4号荷さばき所の建設工事に着手し、令和4年度の完成を目指し、国や県と連携して着実に整備を進めてまいります。冷凍冷蔵庫の整備による処理能力の強化、漁港関連施設の更新等による機能充実につきましては、施設所有者であるJFしまねなどの水産関係事業者からの意見を伺いながら、推進を図るとともに、国や県に対しては、支援制度の拡充について働きかけを行ってまいります。

V. 浜田沖合の石油・天然ガスの資源開発促進について

浜田沖合の天然ガスの資源開発の促進については、市としても今後の可能性に大きな期待を寄せており、引き続き商工団体の皆さまと一緒に、必要な働きかけを行ってまいります。

VI. 海上自衛隊艦艇の物資補給基地誘致について

浜田港については、国指定の重要港湾として整備され、官民一体となって利用促進に取り組んでおります。一方、昨今の災害時等における自衛隊の迅速な支援と献身的な活動は大きな安心に繋がっており、また、海上自衛隊艦艇の浜田港寄港にともなう艦艇公開などを通じ、浜田市民の自衛隊に対する信頼感が高いものと確信しております。海上自衛隊艦艇が浜田港を利用して物資等の補給を行うことにより、地元産品の消費拡大など、島根県西部地域の経済にも大きな効果が期待できると考えており、補給基地の誘致に向けて要望活動を行っております。

具体的には、島根県市長会を通じた要望や、浜田市の国県重点要望活動に項目として明記し、国や県への働きかけを行うほか、市議会、商工会議所、商工会と連携して、中央での要望活動を実施しております。その際には、防衛省からあたった対応をいただき、「予算の都合上、補給基地はすぐには実現は困難だが、自衛隊艦艇の寄港回数等を増やしながらか、協力連携体制を深めたい」との回答をいただいております。今期については、新型コロナウイルス禍のため、中央での要望活動は自粛しておりますが、感染拡大が収まり次第、要望活動を再開し、継続して誘致活動に取り組んでまいりたいと考えております。

VII. 会議所の建て替えに対する支援について

浜田商工会議所は、市街地の事業者にとつて重要な役割を担っていると認識しておりますので、今後の浜田商工会議所のご計画を踏まえ、市として出来ることを検討してまいります。

浜田税務署からのお知らせ

☆ 申告会場の開設日程

設置期間：令和3年2月16日(火) から令和3年3月15日(月) まで

- ※ 土・日等の休日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。
 - ※ 2月15日(月)以前は、申告会場は設置しておりません。
 - ※ 申告書郵送の際は、ご自身で封筒をご用意ください。
- ※ 土・日等の休日は税務署の閉庁日であり、申告の相談及び窓口での申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。
 なお、閉庁日であっても、申告書は、郵送等又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。
 2月15日(月)以前であっても、郵送等又は窓口への提出により申告書をご提出いただけます。
 なお、申告書(控)に税務署の収受日付印が必要な方は、複写で作成又はボールペンで記入した申告書(控)とともに、宛名を記入し所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

場所：浜田税務署 2階
浜田市殿町1177番地

受付時間：午前8時30分から午後4時まで

本年の確定申告においては、確定申告会場の混雑を回避するため、会場への入場には入場整理券が必要です。なお入場整理券(当日配付)の枚数には限りがあります。

相談時間：午前9時00分から午後5時まで

【ご注意ください】

税務署の駐車場は台数に限りがありますので、来場の際には公共交通機関をご利用ください。

☆ 確定申告書等の送付先

〒697-8686 浜田市殿町1177番地 浜田税務署

☆ 納税は、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。

ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成し、納期限までに税務署又は金融機関に提出していただく必要があります。

※ 既に口座振替をご利用の場合は、新たに提出していただく必要はありません。ただし、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに提出していただく必要があります。

確定申告テレフォンセンターのご案内

(電話) 0855-22-0360 (税務署の代表番号と同じです。)

※ 音声ガイダンスに従い【0番】を選択してください。

開設期間：令和3年1月15日(金)から3月15日(月) ※原則、土・日・祝日等の休日を除きます。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

受付内容：確定申告に関する一般的なご相談・確定申告書等の発送

～困ったら、「税務職員ふたば」まで!～

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

※令和3年1月公開予定



税務職員ふたば



↑スマホでの利用はこちらから

事業承継相談会 (お知らせ)



日時 令和3年2月24日(水) 10:00 ~ 15:00 場所 浜田商工会議所

相談員 事業承継コーディネーター 村上 弘基 氏、島根県事業承継推進員 佐田 正徳 氏

※お問い合わせ先※ 浜田商工会議所 中小企業相談所 TEL: 0855-22-3025 FAX: 0855-22-5400

SEINENBU & DAYORI

[浜田商工会議所 青年部だより - 2月号 -]

事務局：〒697-0027 鳥根県浜田市殿町124-2 TEL.0855-22-3025 FAX.0855-22-5400 E-mail: yeg@hamada-cci.or.jp

f 浜田YEG



令和3年度会長を務める 佐々木副会長



権山会頭からご挨拶を頂戴しました



議長として議事を進行する金田会長



感染症対策を講じた設営を行いました

1月定時総会について 総務委員会 反田 亮

令和3年1月19日(火)、浜田ニューキャッスルホテルにて、令和2年度浜田商工会議所青年部1月定時総会を開催しました。昨今の新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、マスクやアルコール消毒、事前の検温や十分なソーシャルディスタンスを徹底しました。選考委員会の選考を経て、議案の新役員を選出が行われ、令和3年度新役員が満場一致で承認されました。また、当日は多くのご来賓・OBの方々にお越しいただき、現役メンバーへの励ましのお言葉を頂戴しました。新しい体制で新年度およびコロナに打ち勝つため粛々と準備に取り掛かります。

このまちの未来を創るのは
俺たちだ!

浜田商工会議所 青年部 会員募集

浜田商工会議所・会員事業所の経営者およびそれに準ずる、「若き地域経済人」で構成される青年団体です。個々の資質向上は元より、自企業の発展を目指し、浜田市の商工業の発展を図ることを目的としています。

■入会資格 「浜田商工会議所 会員事業所」の満49才未満の若手経営者、もしくはそれに準ずる方。

■年会費 36,000円

■問い合わせ

浜田商工会議所 青年部事務局
〒697-0027 浜田市殿町124-2
tel. 0855-22-3025 fax. 0855-22-5400
mail: yeg@hamada-cci.or.jp

浜田YEGホームページ
<http://www.hamada-cci.or.jp/yeg/>



